

- (18) 一八四八年制定された。
- (19) 事物の性質乃至自然 (Natur der Sache) を研究することである。Natur der Sache は「條理」と譯されることが多いが、やや原語との間に開きがあるやうに思はれるので、この譯文ではすぐり「事物の性質」という譯語を用了ことにした。

- (20) ここに所謂ドイツ商法典は勿論ドイツ舊商法である

が、これは衆知のやうに、一八五九年から一八六一年にかけて、その草案が審議・確定せられ、それがドイツ各州に各州の立法によつて個々的に採用・實施せられ、ドイツ帝國の成立と共に、一八七一年帝國法となつた。従つてこの論文が出た時は、舊商法草案の審議が始められる直前であつたわけである。

- (21) そこで全商法雑誌は、論文 (Abhandlungen)・法令 (Rechtsquellen)・判例 (Rechtsprüche)・文獻 (Literatur) 雜誌 (Miscellen) といふ構成をとつてゐる。

- (22) System des gem. deut. Privatrechts Bd. III (1855), に於てマーゼラーが述べた言葉と思はれる。

- (23) ハールムシロミットの歴史的研究の成果に鑑み、マーゼラーが後程彼の手の主張を「大々に制限し得る」ことを表明したことは (System des gem. deut. Priv., 3. Aufl. 1873, S. 881 参照)，非常に注目すべき現象である。なほ Handbuch des Handelsrecht, Bd. I, Abt. 2 (1868), Vorwort に於ては、ハールムシロミットはマーゼラーの先の言葉に觸れ、「それが必ずしも妥當でないであつんとを望む」と述べてゐる。

ソ連邦法における外國人 及び外國會社について

岡本善八

はしがき

- I、外人法に關する法源
II、外國人の私法上の地位
III、外國會社

はしがき

現今わが國のおかれている國際的地位は、外國法に關する研究の必要を一層痛切に感ぜしめるに至つてゐる。特に從來ソ連邦法については、その基本的原理の相違の爲に、その研究特に私法の分野における個々的研究については若干輕視されているかの感があつたが、昨今の状勢は、實務的見地よりするも、ソ連邦私法上の個々的な制度についても、他の外國私法についてと同程度に研究すべき必要性が高まつてきたのではないかと思われる。本稿も亦かかる状勢の刺戟を受け、特にソ連法上における外國人及び外國會社の地位を主として私法の分野から概観しえようとするものである。本稿は、その内容を主として Vlادimir Gsovski, Soviet Civil Law, private rights and their background under the soviet regime, 1948, に負つてゐる。

然しながら、その引用する資料の新鮮さについては特にソ連法の場合若干の不安を抱かざるを得ないのではないかと思われるし、又原著の性質上筆者自身が測らざる誤解をおかしているやもはかり難いが、將來の研究の一の手懸りとして敢て御示教の機會を乞うものである。

一、外人法に關する法源

外國人に關する立法權の所在については、一二九三年の第一次憲法においては、その第一條に於て「連邦人民の公權及び外國人の權利に關する基本的立法」の制定權が連邦に附與せられていたのであり、その意味に於てはその細目については各共和國立法に委ねられていたといえる。然るに、現行一九三六年憲法は「連邦の立法權は、……連邦人民の公權及び外國人の權利に及ぶ」としてかゝる委任の餘地を残しておらないと解せられる。然しながら事實上は、一九四七年現在では、外國人の權利に關する包括的成文法は存在せず各種の法規に散見する現状である。そのうち最も一般的な規定として擧げられるものは、ロシヤ・ソヴェート社會主義連合共和國民法施行法の第八條である。

すなわちロシヤ・ソヴェート社會主義連合共和國民法施行法は次の如く定めている。

第八條 外國人の權利は、ロシヤ・ソヴェート社會主義連合共和國が、當該國家と一又は數個の約定を締結する場合には、その條約の定めるところによる。

當該政府との約定中に於て、又は特別法中に於て、外國人の權利に關する何らの定めがなされていない時は、ソ連邦國內の自由移動、職業の選擇、商事企業及び工企業の設立又は取得、建物及び土地に關する物權についての、外國人の權利は、涉外事件を管掌する人民委員會の同意に基く、ソ連邦政府の權限ある中央機關の命令の定める所による。(一九三二年十一月二三日改正)

附則一、外國株式會社、組合等は、政府の特許に基いてのみソ連邦内において法人格を取得する。

附則二、ソ連邦内において、營業を許可せられない外國法人は、ソ連邦裁判所において、ソ連邦外に於て生じた權利につき、ソ連邦内に居住する者を被告として訴を提起することができる。但し當該外國に於ても同様の原則が認められないときは、この限りではない。

本條は、ソヴェートにおける外國人及び外國會社の法律上の地位を定める、唯一の成文規定であるとせられるもので、本文は外國自然人に關するものであり、附則は外國法人に關するものである。これはソ連邦を構成する一共和國の規定ではあるが、同種の規定が他のソ連邦内の共和國の民法規定(例えは、白ロシヤ共和國民法第九條の如し)にも存在することから、一般にソ連邦全般に涉る「外國人の私權の決定についての基本的原則」を定めているものと解せられているのである。⁽¹⁾この外、かなり留意すべきものとしては、一九二二年に、ウクライナ共

和國及び白ロシヤ共和國で制定せられた「外人法」が存在する。この規定はその大部分が一九二三年及び一九三六年のソ連憲法、更に一九三八年の國籍法に抵觸するが、若干の原則については、學者により屢々言及せられる。更に又條約についても、多くの場合最惠國約款が存在するために、各國の條約の内容に留意すべきであり、最後にソヴェートの國家機關殊に外務委員會の慣例が、學說と同様に留意さるべきことは當然である。

然しながら右の如き法源の存在にもかゝわらず、その一貫した原則を見出す事は困難であつて、或はソヴェートに於ける外國人の私權の規制は立法に關する問題よりも行政の問題であるとか、或はソヴェート國際私法に於ては、外國に於て確立せらるべき觀念に對應する如き解決はなされないという如き理解さえ生じ得るのである。

(一) Civil Law Textbook, (1938) 75; Peretovsky-Krylov, Private International Law Textbook (1940) 63-

69; Makarov, Précis de droit international privé d'après la législation et la doctrine Russes (1932) 175.
(2) Vladimir Gsovski, Soviet Civil Law (1948) 352-355. 胡麻本薦】・ハダヨト民法おもめ勞働法 (昭和二十四) 五頁以下。

II. 外國人の私法上の地位

(1) 外國人の私法上の地位を決するに於ては、おもに外國人の

ソ連邦法における外國人及び外國會社について

範圍が問題となるが、外國人たるか否かの決定は、いさまでなく國籍法の規定に委ねられるが、ソ連法における國籍法の立法態度は若干の變遷を迎へている。

一九二四年十月二九日の國籍法第三條によれば、「ソ連邦領内に存する者は、その者が外國人たることの立證をなさない限り、ソ連國民とみなされる」と定め、後の一九三一年四月二二日法に於ても、同じく第三條に同趣旨の規定を有したのであるが、一九三八年法は第二條に於ては、「(イ)一九一七年一一月七日當時に於て、ロシヤ帝國國民にして、爾後ソヴェート國籍を喪失しない者、及び法の定むる手續によりソヴェート國籍を取得した者」を以てソヴェート國民とみなし、又第八條に於ては「ソヴェート領内に居住する者であつて、本法の規定によりソヴェート國籍を有せず、又外國人たる事の證明をなし得ない者は無國籍者とみなされる」と定めている。かくて原則的には現行國籍法の建前では、もはや住所如何はその意義を失つている。

かかる外國人の私權については、前述の民法施行法第八條本文が唯一の明文規定とせられている。然しながら、その第一項についても、一國がソ連邦と何らかの約定、すなわち條約・行政協定・文書交換等を行つた場合には、當該外國人の私權についてはその内容により約束されるというに止まり、その外國人の約定されていない權利についての取扱い如何、又はソ連邦と何らの約定をなさない外國國民の私權如何についての原則はこれを見出しえない。更に第二項は、特別法又は國際條約の存在

しない場合に、國家機關の命により制限を受くべきかなり重要な権利を列舉するにとどめる。本條の解釋についてはソヴェートに於ては外國人は條約によつて保護せられない限り事實上權利能力なきものと考えられるとの主張も存在しているが、然しこ通説的には、本條第二項は、若干の権利についての行政約制約の可能性を規定するにすぎず、かゝる制約のない場合は、かゝる権利は當然外國人の享有する所であると解している。⁽³⁾すなわち通説の根據とする所は、第一に、本條はその前提たるロシヤ・ソヴェート社會主義連邦共和國民法第五條との關連において解釋すべきであり、第五條は「前條の規定により、ロシヤ・ソヴェート共和國民及びソヴェート連邦内の他の共和國民は、ロシヤ・ソヴェート共和國の領域内に於て、自由に移動し、居住し法に反しない限りに於て職業を選択し、法の制限内に於て物を取得及び譲渡し、法的取引を締結し、債務を負擔し、産業的又は商業的活動に關する規制立法及び労働者保護立法の制限内に於て、産業又は商業に關する企業を營む権利を有する」と定めているが、これを施行法第八條と比較するときは、施行法第八條は、民法第五條の列舉する諸権利のうち若干のものが外國人に對し、留保せられ得る可能性あることを規定しているにすぎず、從つて原則的には内外平等主義が採用せられてゐると解すべきであると主張している。第二の根據とする所は、一九二二年制定の白ロシヤ共和國民法第一七條及び同年制定一九二六年公布的ウクライナ共和國民法が共に、「白ロシヤ共和國（ウクライナ共和國）内における外國人は、本法に別段の規定がない

限り、白ロシヤ共和國（ウクライナ共和國）國民と平等の地位に於て、該共和國の法及び國家機關に従うことを要し、且つ白ロシヤ共和國（ウクライナ共和國）國民と同一の權利を有する」と規定している點である。この兩共和國民法は一九三六年ソ連邦憲法違反の疑ありとせられるが、然し同民法第四條が「國家の生産力の發展のために、ロシヤ・ソヴェート共和國は裁判所の宣言により權利の制限を受けていないすべての人間に權利能力を付與する。權利能力については、性・人種・國籍・宗教・出生により何ら區別されない」と定めていることからも原則的には外國人についても、内國人と同等の權利能力を付與しているものと解する通説の態度は是認せられるべきである。尤もその後外國人との婚姻禁止その他外國人の權利を制限する諸制度が施行せられていても、内國人と同等の權利能力を付與しているものと解する通説の態度は是認せられるべきである。

(2) 外國人の財產的權利についての制定法上の制限としては次のものが擧げられる。

(4) 一九二五年七月三日の漁業法は外國人の漁業を禁止している。

(4) 一九二七年一一月九日の鑛業法は、外國人の鑛業を一般に禁止するが、その第六條は個々の場合の認許について規定している。

(6) 一九二九年六月一四日の航海法第五三條は、船長及び機關長のソ連國籍を有すべきことを定める。

(二) 一九三五年八月七日航空法第一八條は、航空機の乗組員は

ソ連国籍を有すべきことを定める。

(3) 外國がソ連國民に對し非友好的取扱をした場合に、その外國國民の私權に若干の制限を加えている例がある。例えば、イス裁判所がソ連代表者に對し危害を加えた者を無罪放免した後に、一九三三年六月二〇日にスイス國民の私權に制限が加えられた如きである。

(4) 一九三七年法によれば、「ソ連邦領内に存する建造物であつて、所有權又は賃借權に基き、ソ連邦内に居住しない外國人にして且つその國に居住しないソ連人のその國所在の財產につき存する所有權を認めない國の國民に屬するものは、その財產所在の地方ソヴェートに移譲せられると定め、この規定が一九三七年十二月に司法委員會の指示により、ポーランド人について適用せられた。

(5) ネップ時代に於ては、商工業企業については、外國人及び外國商社について、許可を必要としており、一九三三年四月一二日法は、外國商社の商事活動につき認可を必要とする旨を定めている。

以上の如き特別法の規定は、前述の原則的規定を併せ考へてみても、少くとも法規の面では統一的原則を見出すことにかなりの困難を感じざるを得ない。たゞ、もし實際的見地から外國人のソ連邦内に於ける取引活動についての確定的な法的規準を求めるとするならば、外國人の私法上の地位が、條約により優先に確定せられる事は明文により定められているのであるから

これが最も確實な方法の一である、といい得る。⁽⁵⁾

(三) 次に外國人の身分的權利のうち、婚姻については、從來第一三九條は「外國人と内國人との婚姻及びロシヤ・ソヴェート共和國內における外國人相互の婚姻については、一般原則に従つて登録せられる」として屬地主義の原則を採用し、すべてソヴェート法を適用しており、この原則はソ連邦内の各共和国に於て採用せられていた。然しながら、一九四七年二月十五日の修正に基き、現在に於ては外國人とソヴェート國民との婚姻が禁止せられていることが特に留意せられるべきである。なお外國人相互の婚姻については、相互主義の原則に基き、外國人相互かその領事又は大公使に對し届出をなした場合に、ソ連法の要件を充す時は、その効果が認められている。

次に相續については、外國人の相續について何ら明文規定は存在しない。然しながら、一般に外國人は、被相續人が外國人であると否とを問わず、ソ連邦内所在の財產について相續權を保有し得ることが承認せられている。その根據としては、特別法・行政法・國際條約等に別段の定めのない限り、外國人の権利能力について内外平等主義が認められるという一般的推定的原則が存在している點が指摘せられる。そうして從來特別法に基く制限は存在していないのみならず、一九二九年十月三〇日の相續稅法第五條は「ロシヤ・ソヴェート共和國領内に所在する財產にして、相續により外國人よりソ連人又は外國人に移轉するものについては、ソ連と當該國家間における條約において

別段の定めのない限り……」として明らかに外國人の相續權を認めてい。又一九四三年には相續稅が廢止せられているがこの規定は存置せられて居る。然し何れも外國人の相續能力についての積極的な明示規定とはい不得ず、その意味ではやはり國際條約の締結がより望ましいことはいうまでもない。

次に相續に關する準據法については、一説によれば、ソ連邦内に居住する外國人の相續についてはソヴェート法が適用されること、即ち屬地主義が採用せられるとする。その根據としてはウクライナ・ソヴェート共和國及び白ロシヤ・ソヴェート共和國外人法及び一九二三年二月二三日のロシヤ・ソヴェート共和國司法委員會の國立銀行に對する指令が擧げられ、前者はロシヤ所在の外人財産の相續についてはソヴェート法が適用せられるることを述べ、後者は相續開始地法が適用せられるとのべ、且つ相續開始地法とは相續財產所在地法であると述べているとする。然しながら、右の原則は、その後のソヴェートの實際には必ずしも一貫して採用されているものとはいえない。特に諸外國の間に存する條約には、異なる二つの原則が採用せられてゐる。一は、外人の財產はすべて本國法によつて處理せられるためにその外交機關に引渡さるべきことを規定するもので、この原則をとるものとしては一九二〇年四月一日のロシヤ・ソヴェート共和國對ラトビヤ平和條約第一七條第三項、一九二七年六月二日の同通商條約第二條第一項、一九二一年七月一二日の對リトアニア條約第一三條第五項、一九二〇年二月二日の對エストニア條約等が擧げられる。他は外國人により殘された不動

產相續についてはソヴェート法に準據し、動產については本國法により處理せられるべくその外交機關に引渡さるべきことを規定するものであつて、この原則は一九二二年のゼノア國際會議におけるソヴェート政府代表の宣言、一九二一年一一月二五日ウクライナ對エストニヤ條約第一一條、一九二四年二月七日ソ連對イタリヤ條約第一一條、一九二五年一〇月二二日對ドイツ條約第二二條、一九二五年一二月二十五日對ノールウエー條約第一二條、一九二四年七月一八日對ボーランド條約第一七條一九二五年三月二三日對スウェーデン覺書、一九二四年四月一五日對イギリス通告等が擧げられる。この第二の原則をとる場合に於ては、ソヴェート民法第二一條が動產不動產の區別を廢しているために、この概念決定が若干問題となるが、これに對して言及しているものとしては、一九二五年一〇月一二日の相續に關する對ドイツ協定第一一條に關する議定書において、「所謂不動產に對する所在地法適用の原則は、ソ連邦に於ては何らかの建造物及び建物質借權に擴張される」と述べているにすぎない。

外國に於てなされた遺言の要件については、明らかな規定はないが、民事訴訟法第七條にのべられた一般原則によると、ソヴェート法及び條約により許される限りに於て、作成地法により決定せられる。然しこの點については、學說は更に分れ、Perettersky-Krylov は、「外國において作成せられた遺言が、その作成地法によつてのみソ連邦に於て承認せられるとは限らない。ロシヤ・ソヴェート共和國民法第四二二條及び第四二五條

によれば、遺言とは登記局に届出がなされた書面のみを意味する。従つて外國に於て作成された遺言がソ連邦に於て有効なるためには、それが確定的證書すなわち、その外國法の規定に從い裁判所又は國家機關により承認せられたるものである」ことを

必要とする」と述べており、又 Lunts は、「遺言の届出に關する民法第四二五條の規定は、履行地法によつて作成せられ外國において履行せられる遺言には適用せられない。」との點については、民事訴訟法第七條が充分なる根據を與えてゐる」と述べている。

またソ連邦内所在の財産に關し外國で作成せられた遺言については、上述の學說はこれに反する國際條約の存しない限り、遺言受益者たる要件及び遺言自由の制限に關する事項がソヴュート法に合致する限り有効であると看做されるという點に於ては一致している。又ソヴュート領内で死亡した外國人の財産が一部ソ連邦内に所在し、一部が外國にあるときについては、Lunt はソ連法に於て相續財產は一體とみなされるから、それはすべてソ連法により決せられるとしている。

(1) 更に爾後の特別法により、舊ロシヤ國民にして國籍を喪失した者、すなわちロシヤ亡命者にして、滿州・中國・日本・ユーゴースラヴィヤ・ブルガリヤ・チエコスラヴィヤ・フランス・マルギーに居住する者については、一定期間内における届出による國籍回復という便宜措置が採られども留意すべしである。V. Gsovski, ibid. 257.

(2) Freund, Zivrecht Sowjetrusslands (1924) 109.

ソ連邦法における外國人及び外國會社について

(3) Plotkin, Legal status of Foreigners in the U.S.S.R. (1934)

R. (1934)

(4) V. Gsovskī, ibid. 355-361.

(5) ibid. 361-365.

(6) ibid. 365-371.

(7) Perettersky-Krylov, ibid. 161.

(8) Lunts, Problems of the conflict of laws with respect to inheritance (1940).

(9) V. Gsovski, ibid. 647.

III 外 國 會 社

外國會社に關する規定としては、前述の民法施行法第八條附則一及二が存する。その附則一は、外國法人はソヴュート政府の認許によつてのみその法人格が認められると定める。この場合には民法第一三條に所謂法人格の觀念が「裁判所に於て訴を提起し、又は被告となり得る権利」をも包含していることが留意せらるべきである。また附則二は、相互主義に基いて、ソ連邦外に於て生じた權利につき、ソ連邦領内に居住する者を被告として訴を提起し得ることを定める。この附則一の趣旨は、法人格の認許の問題ではなく、活動のため營業許可に關する規定であることは、一般に學說及び實際によつて承認せられており、例へば Perettersky-Krylov は、「ソヴュート法は外國法人のソヴュート領内への入國について個々的な特許を要件として定め

ソ連邦法における外國人及び外國會社について

一三〇

ている。これは外國資本の經濟的浸透という隱された意圖より社會主義國家を保護する手段である」と述べてゐる。この營業活動に關する特許主義の原理は、ソ連邦により締結せられた國際條約に於ても採擇されており、一九二四年對イタリヤ條約第九條及同議定書第一四條、一九二五年對ドイツ協定第一六條、一九三九年對中國條約第一二條、一九四〇年對イラン條約等に於て採用される。この特許主義は、必ずしも法人たる外國會社に限定せられず、外國企業についても同時に特許主義が採用されており、しかもその特許される場合は概ね貿易會社に限られる(2)他の企業活動に於ては殆んど許可せられないとせられる。元來ソ連邦内における營業活動については、一九三一年三月一日のソ連邦中央執行委員會及び人民代表會議の決定により特許を要するとせられ、その結果、外國商工業企業及び外國に自己の企業を有する外國人はソ連邦内に於ける營業活動のためには、外國貿易人民委員の特許を要し(第一條)、その許可に於ては、企業の條件、活動分野、有効期間が指示され(第八條)、又かかる營業活動については、外國企業はすべてソ連法に服するもの(第九條)、とせられているが、然し單に外國貿易について権限をもつソ連邦國家機關と契約を締結し、又はその事業活動が繼續的性質をもたない時は許可を必要としないものとせらる(第二條)。そうしてソ連邦内に於て行われる貿易取引はすべてソヴェート法により決定せられると共に、一九三六年二月二日布告により四分の一ペーセントの關稅が課せられる。右の如き商事企業の外、非營利組織體の入國については一九三七

年の特別法が存する。

かかる特許主義を採るに當つての外國法人の決定については、必ずしも法人の國籍は重要な要素とはなつてない。例えば國際條約に於ても種々の原理が採用せられており、住所地主義を探るものとしては、一九二五年の對ドイツ協定第一六條、一九四〇年の對ユーゴー協定第一三條が擧げられ、設立地主義としては、一九三四年の對英條約第一條、一九三四年の對中國條約第一二條、一九四〇年對イラン條約第八條が擧げられ、更に併用主義としては、一九二四年の對イタリヤ條約第九條、一九四〇年對ブルガリヤ條約第二〇條が存在する。又舊ロシヤ領内に存するラトビヤ、リトワニヤについては、法人の國籍は、構成株主の大多數の國籍により決定せられる。(4)

註 「ソ連邦領内における外國商社の營業活動許可に關する、一九三一年三月一日ソ連邦中央執行委員會及び人民委員會

議決定」

第一條 外國商工業その他の營業組織（會社・組合等）及び外國に商工業その他の企業を有する外人は、外國貿易人民委員會の特許に基いて、ソ連邦領内に於て商事活動を行い、且つそのために代理人・支店その他を設置することができる。

第二條 政府・協同組合・公的及び私的の制度、企業・組織又は私人は、前條の許可を有しない外國組織及び外國人を相手方としてソ連邦領内で商取引を行うことを得ない。かかる許可を有する外國組織又は外國人を相手方とする取引は、外國貿易に關する法規に従うこととする。

第三條 社會化國民經濟の構成要素たる制度・企業・組織の

被傭者は、外國組織又は外人の代表者たることを得ない。

第四條 社會化國民經濟の構成要素の被傭者たらざる私人は、第一條の特許を得たる外國組織又は外國人のソ連邦内における商業活動の代理人たることを得る。

第五條 本決定の第一條、第二條及び第四條違反は、外國貿易の獨占侵害に關する刑法に基き訴追せられる。公務違反の罪として訴追せられる。

第六條 第一條に掲げる組織又は個人が、商業活動に關する外國貿易人民委員會の特許を得ずして、ソ連邦内に於てなした取引は、これを無効とす。

第七條 第一條に掲ぐる組織又は私人が、外國貿易人民委員會に對し營業許可の申請をなす時は、委員會の指示に従い必要な資料を提出することを要する。

第八條 外國貿易人民委員會によりなされる許可に於ては次の事を明示することを要する。

- (1) 組織又は私人のソ連邦領内における商事活動許可の條件
- (2) 營業活動の範圍
- (3) 許可の有効期間

第九條 商事活動を許可せられた組織及び私人は、ソ連邦内における活動については、ソ連邦に於て施行せられる全法令及び政府機關により發せられる命令に従うことを要する。

第十條 ソ連邦領内に於て營業を許可せられた組織及び私人は、ソ連邦領内の活動により生じた債務につき、その所在の

ソ連邦法における外國人及び外國會社について

如何を問わざその全財産を以てその責に任ずる。

第十一條 第一條に掲げる組織又は私人の商業活動は、次の場合ソ連邦領内に於て繼續することを得ない。

(1) 許可の有効期間の終了

(2) ソ連邦内に於て商業活動をなすことを許可せられたる組織又は私人に屬する外國企業が海外に於てその活動を休止したとき。

(3) 外國貿易人民委員會の行う、當該組織又は私人の許可條件違反についての決定又はその活動が公益を害する旨の決定ありたるとき。

第十二條 第一條に掲ぐる組織又は私人は、ソ連邦内における活動が、外國貿易に關する連邦の商社又は獨立代理機關との間に行われる、個々的取引の締結に限られ、且つ繼續的商事活動の性格をもたないときは、第一條に掲ぐる許可を要しない。⁽⁴⁾

(1) Perettersky-Krylov, ibid. 80.

(2) ibid. 81.

(3) V. Gsovski, ibid. 378.

(4) Collection of Laws and Decrees of the U. S. S.

R. 1931.